教職課程の質保証と自己点検・評価

玉川大学大学院教育学研究科教授、教師教育リサーチセンターリサーチフェロー 森山 賢一

1. はじめに

現在、社会の在り方そのものが大きく変化している中にあって、人材育成の中核である学校教育を担う教 員の資質能力の向上は最重要課題として位置づけられている。

当然のことながら、教員としての職能成長については、養成段階である大学、採用後の現職研修段階といった教職生活の全体を通して行われるものである。

これまでも文部科学省は、教職課程を設置する大学に対して教職課程の運営や教職指導を全学的な責任を持って行う体制を構築することや、大学自らが法令や教職課程認定基準に照らしながら、教職課程を適切に運営することについて指摘を行ってきた。

令和2年2月には、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会が設置した「教職課程の基準の在り 方に関するワーキンググループ」において「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制につい て(報告書)」がまとめられ、その中で「教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み」が明示された。こ こでの要点は、全学的に教職課程の実施に責任を果たし、自主的な改善の取組が行われる体制を確保するた めに、全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とすること、教職課程に関する自己点検・評価の 実施を義務とすること、大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地視察を定 期的に実施するなど、実地視察をより計画的に活用することが明確に示された。

このことを契機として、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議が設置され、そこでの審議を踏まえて、「自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」が示され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることになった。

本稿においては、各大学の教職課程体制整備と自己点検・評価の2つの制度化が示された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」について、その策定の背景、基本的な考え方、組織的体制について論点を整理することとしたい。

2. 教職課程の質保証のためのガイドライン策定の背景

Society5.0を迎えようとしている今日、学びの重要性はこれまで以上に高まり、学校教育においては児童生徒一人一人の興味・関心を引き出すために、多様な学びの場を提供し、平成30年の文部科学省「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」での新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおいて、個別最適化された学びの実現や基盤的な学力や情報活用能力の習得などのために教育の質の向上が求められた。

大学における教員養成については、中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」 (平成18年)によって、大学での教員養成を通して教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせ 教員免許状は教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものに改革する必要があるとの指摘がなさ れた。この指摘については、教職課程が専門職業人たる教員養成を目的とするものであるという認識が大学 の教員間に必ずしも共有されていないという反省からきている。 これまで、実際の科目設定に当たって、免許法に定める教科に関する科目や教職に関する科目の趣旨を理解して講義概要の作成を図ったり、科目間の内容の整合性・連続性を行うなどの教職課程の組織編成やカリキュラムの整備は重要な課題とされてきた経緯がある。

こうした状況を踏まえて、平成18年の中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」教職課程の認定を受けている大学(以下、課程認定大学)では、「各課程認定大学は自らが養成する教員像を明確に示し、その実現に向けて、体系的・計画的にカリキュラムを編成するとともに、必要な組織編成を行うなど大学全体として組織的な指導体制を確立することが重要である。・・・(中略)・・・一方、教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実等、教職課程の質の維持・向上を図るための方策を講ずることも必要である」として、教職課程の改善・充実等に積極的に取り組む必要性と教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための各大学の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取り組みが非常に重要であるとされた。

これらの一連を踏まえ、各大学が自らの責任で教職課程の様々な活動について点検・評価し、その結果に基づいて改革・改善に努め、これらの結果を社会に情報公開し、教職課程の質を自らの大学で保証するという内部質保証体制の確立を求めるようになった。

令和元年に教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の改正、その後「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」において、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど柔軟な取組が可能となるように留意すべき」ということが明示され、教職課程における自己点検・評価の導入の義務化が提言されるに至った。

また、教職課程の自己点検・評価の実施にあたっては、各大学の教学面での改革・改善に係る取組も促され、学修者寄りの教育を実現するために、大学全体・学位プログラム・授業科目のレベルごとに、網羅的にまとめ策定された「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日大学分科会)が大学全体の内部質保証体制の充実に係る観点から示され、この内容を十分に留意することが適当であることとされた。したがって、教職課程における内部質保証体制を確立し、充実に係る方向性と整合したものにすることが求められたわけである。このことは、学生が必要な資質能力を身に付けるという視点から教職課程が最適化されているかという学修者目線で内部質保証が行われていくことにも通じるものとされている。

3. 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」 の内容とその具体化

令和2年11月24日「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」が開催され、会議の名称通り、 質保証のためのガイドラインの策定が開始された。

ここでは、教職課程は小学校、中学校、高等学校などの免許状の種類、また、それを設置する大学、大学院、短大などの学校の種類等により多様であるが、こうした多様な教職課程の質保証に関する取組が各大学等の状況に応じて実施しやすいよう、ガイドラインとしては大枠を示すこととして、その際には教学マネジメント指針などの高等教育全体の状況を踏まえて検討するといった方向で委員の意見が一致した。

これらの方向性を踏まえた上で、本検討会議においては、論点として1点目は自己点検・評価について、 2点目として全学的な組織体制をあげ、この2点を中心に議論が進められることとなった。

教職課程の自己点検・評価については、基本的な考え方として、各大学の教職課程が教員養成の目標及び 計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に、実施すること、さらに、教員養成を主たる目的と する大学・学科については、卒業認定・学位授与の方針も参照することが示された。 またその際には、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要であること。また、FD (Faculty Development)、SD (Staff Development) の実施など、教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことの重要性が示された。

実施間隔については、教職課程が年度を一つの区切りとして行われていることからも毎年度行うことも考えられるが、本ガイドラインでは、自己点検・評価の実施間隔は各大学において適切な判断に委ねられている。そのため、実施が行われなくとも、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行うことで、点検・評価を意識した教職課程運営を行うよう心がけることが求められる。

教職課程の自己点検・評価の実施単位については、「教学マネジメント指針」の視点からも、大学全体、 学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識しながら自己点検・評価を行うことが求め られている。

さらに、各大学の実情に応じて役割分担のもと教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが求められ、学内で体制が整えられている場合は、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましいとする。

以上のことを踏まえ、教職課程の自己点検・評価を行う際は、項目と観点の関係に着眼し、その観点を学校教育法に基づく自己点検・評価の観点に取り込むことが求められるわけである。したがって、各大学の理念、強みや特色、教員養成を主たる目的とする学科等の有無など、実情に応じて、各大学の判断で適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましいとされている。その評価項目として以下の7つが示されている。これが自己点検・評価の観点の例示としてあげられているのである。この評価項目を考える際には、一般社団法人全国私立大学教職課程協会(以下、「全私教協」)教職課程質保証評価に関する特別委員会(2019)が作成した評価項目・基準も参考にしたい。

- ①教育理念·学校目標
- ②授業科目・教育課程の編成実施
- ③学習成果の把握・可視化
- ④教職員組織
- ⑤情報公表
- ⑥教職指導(学生の受け入れ・学生支援)
- ⑦関係機関等との連携

当ガイドラインの2つ目の制度化である、全学的に教職課程を実施する組織体制については、以下の3項目が重視される。

第1には、全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性である。

教職課程の運営は全学的な対応で実施する組織体制とし、当該組織体制の中核となる組織(以下、中核組織)が中心となって自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを各大学で確立することが必要とされている。今後、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間で、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改正が行われる予定であることからも、教職課程の質を低下させないよう、教職課程の運営責任を明確にし、改革・改善に取り組むことが求められている。

第2には、全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能である。

教職課程の運営は、中核組織がリーダーシップを発揮し、そのリーダーシップが発揮できるように、中核 組織の位置づけを大学で明確にしつつ、その活動を支援する体制が求められるとしている。本ガイドライン では、期待される役割・機能の例として、以下の10点が挙げられている。

- ・全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等の教員の養成の目標及 び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織 整備に関する調整
- ・ 各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む)
- ・学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む)
- ・全学的な観点からのFD・SDの実施
- ・情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整
- ・教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ・教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ・関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ・教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応 第3に、中核組織の形態である。

大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様とする中、「役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織(例、教職課程センター)」、あるいは「役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織」を中核組織とし、以下のことも期待するとしている。

- ・いわゆる教科専門と教職専門の教員双方の参画を得ること
- ・教員のみならず、教職課程の運営を担う事務職員の参加を確保すること
- ・最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

4. 文科省ガイドラインを踏まえた全私教協による自己点検・評価の実際

「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」においては、「教職課程の自己点検・評価の基本的な手順」を述べたところで、以下のような文言を示されている。

「教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすること も考えられる」

全私教協はこの数年にわたり文部科学省委託事業をはじめ、協会そのものが質保証に関する研究の委員会を設置し、私立大学における質保証の視点から継続的な研究を行ってきた。

その研究成果として、教職課程質保証評価に関する特別委員会によって協会版「教職課程自己点検評価基準」が示された。この自己点検評価基準の特長は、基準領域を3つあげ、その基準領域に基準項目をそれぞれ2つ示し、その基準項目について実際の取り組み観点例を整理し明確に位置づけている。

以下に、ここではその全体構造が理解できるように略さず示すこととした。

基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育の目的・目標を共有

〈取り組み観点例〉

- ①教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等 を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。
- ②育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を

計画的に実施している。

③教職課程教育を通して育もうとする学修成果(ラーニング・アウトカム)が、「卒業認定・学位授与 の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

〈取り組み観点例〉

- ①教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。
- ②教職課程の運営に関して全学組織(教職課程センター等)と学部(学科)の教職課程担当者とで適切な役割分担を図っている。
- ③教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ICT教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。
- ④教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD(ファカルティ・ディベロップメント)やSD(スタッフ・ディベロップメント)の取り組みを展開している。
- ⑤教職課程に関する情報公表を行っている。
- ⑥全学組織(教職課程センター等)と学部(学科)教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い 改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能し ているか、させようとしている。

基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材 (学生) の確保・育成

〈取り組み観点例〉

- ①当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。
- ②「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。
- ③「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。
- ④「履修カルテ」を活用する等、学生の適性や資質に応じた教職指導が行われている。

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

〈取り組み観点例〉

- ①学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。
- ②学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- ③教職に就くための各種情報を適切に提供している。
- ④教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ⑤キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〈取り組み観点例〉

- ①教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学 の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている。
- ②学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、 コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。
- ③教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。
- ④今日の学校におけるICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、 情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。
- ⑤アクティブ・ラーニング (「主体的・対話的で深い学び」) やグループワークを促す工夫により、課題 発見や課題解決等の力量を育成している。
- ⑥教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。
- ⑦教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。
- ⑧「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」 の指導にこの蓄積を活かしている。

基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

〈取り組み観点例〉

- ①取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。
- ②様々な体験活動(介護等体験、ボランティア、インターンシップ等)とその振り返りの機会を設けている
- ③地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。
- ④大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。
- ⑤教職課程センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。

各大学において自己点検評価を実施するためには、以上のような自己点評価基準に示された項目について 点検評価活動を行うこととなるが、その実際のプロセスにおいては、教職課程を対象とする自己点検評価報 告書の確定がなされ公表し、当該大学の年次計画や中・長期計画等の重要なものとして、教職課程の改善・ 向上に向けたアクションプランの検討策定が進められることになるのである。

5. おわりに

我が国における教職課程質保証は、まず第一の地点である自己点検自己評価として、令和4年度から法制 化される。

これまでにも教職課程の質保証・向上にさまざまな方向が示されてきたが、今後もこれらの重要性が教職課程運営に大きく関わってくるといってよい。今回、文部科学省においては、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議を発足させ、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」を示し、令和4年4月より教職課程の自己点検・評価が義務づけられることになった。

このガイドラインにおいては、全学的な体制整備と自己点検評価の2つの重要な柱から構成されているわけであるが、これらの法的な根拠は以下の教育職員免許法施行規則第22条の7「二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」および、教育職員免許法施行規則第22条8「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」という文言である。

各大学の教職課程の質保証・向上には、何よりも大学自身の主体的な取り組が重要であることは言うまでもない。自らの責任で自大学の教職課程のさまざまな活動について点検・評価を行い、その結果を情報として公表し、教職課程の質を自ら保証する、まさに内部質保証体制の確立が必要になるのである。

各大学の教職課程においては、自己点検・評価を進めるにあたって目標及び計画に照らして成果が上がっているのかを中心として実施することが必要である。さらに、各大学においては、全学的に教職課程を実施する体制を確立することが自主的に教職課程の水準を維持させていく重要な要素となるのである。

【引用・参考文献】

中央教育審議会(2006)「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」

中央教育審議会(2015)「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について一学び合い、高め合う 教員育成コミュニティの構築に向けて(答申)」

文部科学省(2015)「教員の資質能力の向上に関する調査の概要」

文部科学省(2016)「教育公務員特例法等の一部を改正する法律について 11月21日中央教育審議会教育課程部会資料4」

森山賢一(2017)「教員養成教育認定評価はどう活用できるか―教員養成教育の質保証を目指して」『日本型教員養成教育アクレディテーション・システムの開発研究報告書』国立大学法人東京学芸大学教員養成評価開発研究プロジェクト、pp.126-130

文部科学省Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内 タスクフォース (2018)「Society5.0に向けた人材育成―社会が変わる、学びが変わる」

中央教育審議会(2018年11月26日)「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)|

中央教育審議会初等中等教育分科会(2018年12月17日)教員養成部会課程認定委員会「教職課程の基準に 関する検討事項について」

- 森山賢一、一般社団法人全国私立大学教職課程協会(2019年11月2日)「私立大学における教職課程の将来 と質保証評価の在り方 | 2019年度教職課程運営に関する研究交流集会講演資料
- 一般社団法人全国私立大学教職課程協会教職課程質保証に関する特別委員会(2020)令和元年度文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書
- 文部科学省(2020)「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議(第1回)議事録」
- 文部科学省(2020)「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」
- 文部科学省(2020)「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日大学分科会)
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ (2020年2月 18日)「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について (報告書)|
- 森山賢一(2020年3月)「教職課程における質保証・向上に向けた取組みの課題と方向性」東京情報大学教職課程年報第6号、pp.5-10
- 森山賢一(2020年10月)「教職課程の基準改訂の動向と質保証評価の課題 | 一般社団法人全国私立大学教職

課程協会会報第77号(法人第8号)特集号、pp.28-59

- 森山賢一(2020年12月)「教職課程における質保証・向上と実施体制」玉川大学教師教育リサーチセンター 年報第10号、pp.13-17
- 森山賢一(2021年3月)「教職課程質保証の構築—全私教協会員校における資料調査と訪問調査をもとに」 一般社団法人全国私立大学教職課程協会編集委員会編 教師教育研究33号、pp.115-122
- 原田恵理子、森山賢一(2021)「教職課程における自己点検・評価及び組織について」東京情報大学教職課程年報第7号、pp.5-10
- 文部科学省(2021)「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議(第3回)議事録」

なお、筆者は文部科学省(令和元年)「教職課程の基準に関するワーキンググループ」委員ならびに文部 科学省(令和2年)「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」座長を務めた。